

平成 28 年 5 月 16 日

各位

会 社 名 ティアック株式会社 代表者名 取締役社長 英 裕治 (コード番号 6803 東証第1部) 問合せ先 取締役 野村 佳秀 (TEL 042-356-9178)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年5月16日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成28年6月21日開催予定の第68回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、監査・監督機能の強化を図るとともに、コーポレートガバナンスの一層の充実を目的として、監査等委員会設置会社に移行するために所要の変更を行うものであります。
- (2) 事業目的の変更、その他、一部字句および表現の修正、条文の追加および削除に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 定款変更効力発生日

平成 28 年 6 月 21 日 (予定) 平成 28 年 6 月 21 日 (予定)

以上

(下線は変更部分を示します。)

現行定款

第2条(目的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1. ~4. (条文省略)
- 5. 環境衛生設備機器 (空気清浄機、浄水器等) の製造、販売ならびに賃貸。
- 6. ~10. (条文省略) (新設)

<u>11.</u>~<u>14.</u> (条文省略)

(新設)

第4条~第16条 (条文省略)

第17条(取締役の定員)

当会社の取締役は、15名以内とする。

(新設)

第18条(取締役の選任)

取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

② (条文省略)

変 更 案

第2条(目的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1. ~4. (現行どおり)
- 5. 環境衛生設備機器の製造、販売ならびに賃貸。
- 6.~10. (現行どおり)
- 11. 中古物品の買取、販売ならびに賃貸。

<u>12.</u>~<u>15.</u> (現行どおり)

<u>第4条(機</u>関)

<u>当会社は、株主総会および取締役のほか、次</u>の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

第5条~第17条 (現行どおり)

第18条(取締役の員数)

当会社の取締役<u>(監査等委員である取締役を</u> 除く。)は、15名以内とする。

②当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

第19条(取締役の選任)

取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、</u>株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

② (現行どおり)

現行定款

第19条(取締役の任期)

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する 事業年度のうち最終のものに関する定時株主総 会終結の時までとする。

(新設)

(新設)

第20条 (条文省略)

第<u>21</u>条(取締役会の招集権者および議長) 当会社は取締役会を置く。

②<u>取締役会</u>は、あらかじめ取締役会の決議によって定め<u>られた</u>取締役がこれを招集し、<u>その</u>議長となる。

第22条(取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役<u>および各監査役</u>に発する。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

(新設)

第23条(取締役会の決議方法)

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数で決する。

②前項にかかわらず、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的方法により同意した場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。</u>

変 更 案

第20条(取締役の任期)

取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の 任期は、選任後1年以内に終了する事業年度の うち最終のものに関する定時株主総会終結の時 までとする。

②監査等委員である取締役の任期は、選任後2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに 関する定時株主総会終結の時までとする。

③任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である 取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第 21条 (現行どおり)

第 22条 (取締役会の招集権者および議長)

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。②取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序に従って、他の取締役がこれを招集し、議長となる。

第23条(取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、会日の3日前<u>まで</u>に 各取締役に<u>対して</u>発する。ただし、緊急の場合 にはこれを短縮することができる。

②取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第24条(取締役会の決議方法)

取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる</u>取締役の過半数が出席し、その過半数<u>をもって行う</u>。

②前項にかかわらず、<u>議決に加わることができる</u>取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的方法により同意した場合は、 当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなすことができる。

現行定款	変 更 案
(新設)	第25条(業務執行の決定の取締役への委任) 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定 により、取締役会の決議によって重要な業務執 行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決 定を取締役に委任することができる。
(新設)	第26条(取締役会規程) 取締役会に関する事項は、法令または定款に 定めるもののほか、取締役会において定める取 締役会規程による。
(新設)	第27条(取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価 として当会社から受ける財産上の利益は、監査 等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区 別して、株主総会の決議によって定める。
第 <u>24</u> 条 (条文省略)	第 28 条 (現行どおり)
第5章 監査役、監査役会および会計監査人	第5章 監査等委員会
(新設)	第29条(常勤の監査等委員) 監査等委員会は、その決議によって常勤の監 査等委員を選定することができる。
(新設)	第30条(監査等委員会の招集通知) 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前ま でに各監査等委員に対して発する。ただし、緊 急の場合にはこれを短縮することができる。
(新設)	②監査等委員全員の同意があるときは、招集の 手続きを経ないで監査等委員会を開催すること ができる。
(新設)	第31条(監査等委員会の決議方法) 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

wH /	
現行定款	変更案
(新設)	第32条(監査等委員会規程)
	監査等委員会に関する事項は、法令または定
	款に定めるもののほか、監査等委員会において
	 定める監査等委員会規程による。
第 25 条 (監査役の定員)	(削除)
当会社は、監査役を置く。	(11/197)
②当会社の監査役は、4名以内とする。	
第 26 条(監査役の選任)	(削除)
監査役は、株主総会において議決権を行使す	
ることができる株主の議決権の3分の1以上を	
有する株主が出席し、その議決権の過半数の決	
議によって選任する。	
第 27 条(監査役の任期)	(削除)
<u></u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する	
事業年度のうち最終のものに関する定時株主総	
会終結の時までとする。	
②補欠として選任された監査役の任期は、退任	
した監査役の任期の満了する時までとする。	
hote a a transfer of the second of the secon	(Material)
第28条(監査役会および常勤監査役)	(削除)
当会社は、監査役会を置く。	
②監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を	
選定する。	
第29条(監査役会の招集通知)	(削除)
監査役会の招集通知は、会日の3日前に各監	
査役に発する。ただし、緊急の場合にはこれを	
短縮することができる。	
第30条(監査役会の決議方法)	 (削除)
監査役会の決議は、法令に別段の定めがある	(1997)
場合を除き、監査役の過半数で決する。	

現行定款

変 更 案

第31条(監査役の責任免除)

当会社は、取締役会の決議によって、監査役 (監査役であったものを含む。)の会社法第 423 条第1項の賠償責任について会社法第 426 条第 1項に定める要件に該当する場合には賠償責任 額から法令に定める最低責任限度額を控除して 得た額を限度として免除することができる。 ②当会社は、監査役との間で、会社法第 423 条 第1項の賠償責任について会社法第 427 条第1 項に定める要件に該当する場合には賠償責任を 限定する契約を締結することができる。ただし、 当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、金500 万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める 最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第32条(会計監査人)

<u>当会社は、会計監査人を置く。</u> ②会計監査人は株主総会で選任する。

(新設)

(削除)

(削除)

附則

第1条(監査役の責任免除に関する経過措置) 平成28年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の会社法第423条第 1項の行為に関する監査役(監査役であったものを含む。)の責任の免除および監査役と締結済の責任限定契約については、なお、同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第31条に定めるところによる。

以上